

2025 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
代表者名 代表取締役社長社長執行役員 葛西晃
(コード番号 6957 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀
(TEL 048-615-4000)

会 社 名 YAGEO Corporation
代表者名 Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

(訂正)「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」の一部訂正について

YAGEO Corporation は、2025 年 7 月 2 日、同社が 2025 年 7 月 1 日付で公表いたしました「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」について一部記載内容を訂正したうえで公表いたしましたので、お知らせいたします。

訂正箇所は以下、太字下線で記載のとおりです。

I. 2025 年 5 月 8 日付公開買付者プレスリリースの訂正内容

1. 公開買付の目的等

(1) 本公開買付けの概要

〈訂正前〉

(訂正前)

<前略>

- ① 本公開買付けに係る公開買付届出書「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。本公開買付けに係る公開買付届出書「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025 年 2 月 6 日付で、外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025 年 2 月 28 日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025 年 3 月 4 日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんでしたが、その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んでいることから、2025 年 6 月 2 日付で外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されており、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)に係る承認を取得できる見込みです。

<中略>

(訂正後)

<前略>

- ① 本公開買付けに係る公開買付届出書「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、

公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。本公開買付けに係る公開買付届出書「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年3月4日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんでした。その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んでいることから、2025年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、2025年7月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年8月1日までに延長する旨の通知を受領しました。なお、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)に係る承認を取得できる見込みです。

<後略>

〈訂正後〉

(訂正前)

<前略>

- ① 本公開買付けに係る公開買付届出書「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。本公開買付けに係る公開買付届出書「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年3月4日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんでした。その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されており、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)に係る承認を取得できる見込みです。

<中略>

(訂正後)

<前略>

- ① 本公開買付けに係る公開買付届出書「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。本公開買付けに係る公開買付届出書「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年

3月4日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんが、その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、2025年7月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年8月1日までに延長する旨の通知を受領しました。なお、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)に係る承認を取得できる見込みです。

<後略>

以上

本資料は、YAGEO Corporation（公開買付者完全親会社）が、株式会社芝浦電子（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025年7月1日付「（訂正）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」（注）

（注）当該お知らせは、2025年7月1日付で適時開示情報閲覧サービス（TDnet）及びYAGEO Corporationのホームページ上にて開示されたものですが、一部誤記が判明したため、同社のホームページ上にて、2025年7月2日、当該誤記を改めた内容に差し替えているとのことです。

2025 年 7 月 1 日

各位

会社名	YAGEO Corporation
代表者名	Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

**(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社芝浦電子(証券コード：6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ**

YAGEO Corporation（以下「YAGEO」といいます。）は、YAGEO が 2025 年 2 月 6 日に設立した中間持株会社 YAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）を通じて、株式会社芝浦電子（証券コード：6957、株式会社東京証券取引所スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2025 年 5 月 9 日より開始しております。

今般、公開買付者が、2025 年 7 月 1 日付で外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。）第 27 条第 3 項に従い財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して対内直接投資等を行ってはならない待機期間の延長について通知を受領したことに伴い、2025 年 5 月 9 日付で提出した公開買付届出書（2025 年 6 月 2 日付、同年 6 月 17 日及び同年 6 月 25 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）及びその添付書類である 2025 年 5 月 9 日付公開買付開始公告（2025 年 6 月 2 日付、同年 6 月 17 日付及び同年 6 月 25 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに 2025 年 6 月 17 日付及び同年 6 月 25 日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含み、以下「本公開買付開始公告」といいます。）につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項（買付け等の期間の延長を含みます。）が生じるとともに、本書の訂正届出書を提出することによって公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 7 月 1 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 7 月 15 日まで延長し、公開買付期間を 48 営業日に延長することとなったことから、公開買付届出書に訂正すべき事項（買付等の期間の延長を含みます。）が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2025 年 5 月 8 日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025 年 6 月 2 日付で公表した「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」、2025 年 6 月 17 日付で公表した「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」及び 2025 年 6 月 25 日付で公表した「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」で訂正及び変更された事項を含み、以下「2025 年 5 月 8 日付公開買付者プレスリリース」といいます。）及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

記

I. 2025 年 5 月 8 日付公開買付者プレスリリースの訂正内容

2025 年 5 月 8 日付公開買付者プレスリリースについて、以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

1. 公開買付の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

- ① 本公開買付けに係る公開買付届出書「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。本公開買付けに係る公開買付届出書「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025 年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025 年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025 年3月4日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんでした。その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025 年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されており、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)に係る承認を取得できる見込みです。

<中略>

さらに、今般、2025 年6月25日(現地時間)付で、台湾の經濟部投資審議司から本公開買付けによる本株式取得を許可することを決議した旨が公示されたことに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025 年6月25日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025 年7月9日まで延長すること(以下「本買付条件変更(4)」)といたしました。

(訂正後)

<前略>

- ① 本公開買付けに係る公開買付届出書「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。本公開買付けに係る公開買付届出書「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025 年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025 年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025 年3月4日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんでした。その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025 年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、2025 年7月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025 年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025 年8月1日までに延長する旨の通知を受領しました。なお、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる株式取得

(以下「本株式取得」といいます。)に係る承認を取得できる見込みです。

<中略>

さらに、2025 年 6 月 25 日(現地時間)付で、台湾の經濟部投資審議司から本公開買付けによる本株式取得を許可することを決議した旨が公示されたことに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 6 月 25 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 7 月 9 日まで延長すること(以下「本買付条件変更(4)」)となりました。

さらに、公開買付者は、2025 年 7 月 1 日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第 27 条第 3 項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い 2025 年 6 月 2 日に行った届出に係る待機期間を、2025 年 8 月 1 日までに延長する旨の通知を受領したことに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 7 月 1 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 7 月 15 日まで延長すること(以下「本買付条件変更(5)」)となりました。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

① 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保
(訂正前)

公開買付者は、2025 年 2 月 5 日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに 61 営業日を経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しております(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は 38 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は 44 営業日に延長されています。)。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である 60 営業日を超える 91 営業日を確保することにより(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は 99 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は 105 営業日に延長されています。)、対象者の株主の皆様は本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会は確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(訂正後)

公開買付者は、2025 年 2 月 5 日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに 61 営業日を経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しております(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は 38 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は 44 営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は 48 営業日に延長されています。)。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である 60 営業日を超える 91 営業日を確保することにより(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は 99 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は 105 営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は 109 営業日に延長されています。)、対象者の株主の皆様は本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け

等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(7) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について

① インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

(訂正前)

<前略>

加えて、公開買付者は、2025 年 2 月 5 日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに 61 営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は 38 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は 44 営業日に延長されています。)に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である 60 営業日を超える 91 営業日(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は 99 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は 105 営業日に延長されています。)を確保することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

加えて、公開買付者は、2025 年 2 月 5 日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに 61 営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は 38 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は 44 営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は 48 営業日に延長されています。)に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である 60 営業日を超える 91 営業日(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は 99 営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は 105 営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は 109 営業日に延長されています。)を確保することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

① 日程

(訂正前)

買付け等の期間	2025 年 5 月 9 日（金曜日）から 2025 年 7 月 <u>9</u> 日（ <u>水</u> 曜日）まで（ <u>44</u> 営業日）
公開買付開始公告日	2025 年 5 月 9 日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	2025 年 5 月 9 日（金曜日）

(訂正後)

買付け等の期間	2025 年 5 月 9 日（金曜日）から 2025 年 7 月 <u>15</u> 日（ <u>火</u> 曜日）まで（ <u>48</u> 営業日）
---------	--

公開買付開始公告日	2025 年 5 月 9 日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	2025 年 5 月 9 日（金曜日）

（８）決済の方法

② 決済の開始日

（訂正前）

2025 年 7 月 16 日（水曜日）

（訂正後）

2025 年 7 月 23 日（水曜日）

II. 本公開買付開始公告の訂正内容

本公開買付開始公告について、以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

(2) 2025 年 5 月 9 日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

（訂正前）

<前略>

① 公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。

日本における外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。以下「外国為替及び外国貿易法」といいます。）の手続及び対応については、2025 年 2 月 6 日付で、外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び 事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025 年 2 月 28 日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025 年 3 月 4 日付で上記届出を取り下げました。本公告日現在、再度の届出は行っておりませんでした。その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025 年 6 月 2 日付で外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されており、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までに本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）に係る承認を取得できる見込みです。現在も事業所管庁による審査は完了しておらず、公開買付者は、経済産業省と引き続き協議を継続しておりますが、当該協議の現況について、当事者以外の第三者に開示することが実務上許されていないと理解しているため、開示は控えさせていただきます。

<後略>

（訂正後）

<前略>

① 公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。

日本における外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。以下「外国為替及び外国貿易法」といいます。）の手続及び対応については、2025 年 2 月 6 日付で、外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び 事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025 年 2 月 28 日に、対象者の事業を所管する経済産業省か

ら法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025 年 3 月 4 日付で上記届出を取り下げました。本公告日現在、再度の届出は行っておりませんでした。その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025 年 6 月 2 日付で外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、2025 年 7 月 1 日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第 27 条第 3 項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い 2025 年 6 月 2 日に行った届出に係る待機期間を、2025 年 8 月 1 日までに延長する旨の通知を受領しました。なお、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までに本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）に係る承認を取得できる見込みです。現在も事業所管庁による審査は完了しておらず、公開買付者は、経済産業省と引き続き協議を継続しておりますが、当該協議の現況について、当事者以外の第三者に開示することが実務上許されていないと理解しているため、開示は控えさせていただきます。

<後略>

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けに関する情報を提供するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」又はこれらと同様の表現等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。こうした表現は、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下、「米国証券取引所法」といいます。）第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」に該当し、このプレスリリースの記載には、かかる「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国証券取引所法第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項の下で定められた規則は本公開買付けには適用されないため、本公開買付けはこれらの手続及び基準に必ずしも沿ったものではありません。さらに、このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、公開買付者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、米国証券取引所法規則 14 e - 5 (b)、適用される日本の法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、本公開買付以外の方法で対象者株式の買付けを行う可能性があります。そのような買付けは金融商品市場取引を通じた市場価格、若しくは金融商品市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、かかる情報は米国においても同様の方法で開示が行われ、当該買付けを行なった者の英文のウェブサイト上にも掲載されるものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

このプレスリリースは、その発表、発行又は配布が適用される法規制に違反することとなるいかなる法域に対しても、その全部又は一部を問わず、発表、発行又は配布を行うものではありません。